



	影響のあるもの)								
(2) 水利施設の指定、変更等に関すること。	重要	軽易			(2) 水利施設の指定、変更等に関すること。	—	○		
2 消防団に関すること。	—	○			2 消防団に関すること。	重要	軽易		
3 消防団員の任免に関すること	重要 ( 分団長以上 )	軽易			(追加)				
4 消防団員の表彰に関すること	重要 ( 市長表彰	軽易			(追加)				

	)			
[予防保安課]				
1 (略)				
2 消防法に基づく				
(1) (略)				
(2) 消防 法施行令 第32条 特例の認 定	重 要	軽 易		
(3) 防災 表示認定 申請の処 理		○		
(4) 危険 物製造所 等の許可	重 要 ( 著 し く 消 火 困 難 な 施 設 の 新	軽 易		

[予防保安課]				
1 (略)				
2 消防法に基づく				
(1) (略)				
(追加)				
(2) 防災 表示認定 申請の処 理		○		
(3) 危険 物製造所 等の許可	重 要	軽 易		

	設 )			
(5) 危険物の規制に関する政令第23条特例の認定	重 要	軽 易		
(6) 危険物製造所等の承認、完成検査等の処理		○		
(7) 危険物製造所等届出の処理		○		
(8) 危険物製造所等の保安検査、内部点検		○		
(9) 立入検査		○		石 災 法 含 む
3 火災予防条例に基づく消防用設備等工事計画書の審	重 要  ( 延	軽 易		

(追加)				
(4) 危険物製造所等の承認、完成検査等の処理		○		
(5) 危険物製造所等届出の処理		○		
(6) 危険物製造所等の保安検査、内部点検		○		
(7) 立入検査		○		石 災 法 含 む
3 火災予防条例に基づく消防用設備等工事計画書の審	—	○		

査

床面積二万平方メートル以上の特定防火対象物、延床面積二万平方メートル

査

ニト  
ル  
以  
上  
の  
非  
特  
定  
防  
火  
対  
象  
物  
若  
し  
く  
は  
高  
さ  
三  
十  
二  
メ  
ー  
ト  
ル  
以  
上  
の  
建

	建築物)			
4 から 5 (略)				
6 ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務に関すること。	—	○		
7 火災原因及び損害調査の報告	重要	軽易		
	(社会的影響のあるもの)			
[情報指令課] (略)				
[救急救命室]				
1 (略)				
2 患者等搬送	重	軽		

4 から 5 (略)				
6 ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務に関すること。	重	軽		
	要	易		
(追加)				
[情報指令課] (略)				
[救急救命室]				
1 (略)				
(追加)				

<u>事業に対する指 導及び認定に関 すること</u>	<u>要</u> <u>(</u> <u>認</u> <u>定</u> <u>)</u>	<u>易</u>							
〔防災教育セン ター〕から〔分 署〕まで（略）					〔防災教育セン ター〕から〔分 署〕まで（略）				